

平成30年洞爺湖町教育委員会第2回臨時会会議録

日 時	平成30年5月18日（金） 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教育長 遠藤 秀 男 委員 岩原 義 美 委員 吉田 聡 委員 来栖 由 喜 委員 岡本 里 佳
欠席委員	
説明員	教育次長 天野 英 樹 社会教育課長 永井 宗 雄 社会教育課主幹 角田 隆 志
会議録調整者	管理課主幹 佐藤 融
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	遠藤教育長 開会を宣言する。（13:30）
日程第2 【前回会議録の承認】	遠藤教育長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	遠藤教育長 3/22 虻高未来づくり推進委員会（役場会議室） 3/23 西胆振日本遺産推進会議部会（室蘭市文化センター） 町スポーツ推進委員会議（役場会議室） 3/24 防災講演会（洞爺湖文化センター） 3/25 町体育協会表彰式（洞爺駅交流センター） 3/26 町スポーツ振興基金運営委員会（役場会議室） 3/27 町内保育所修了式（各保育所） 3/29 町津波避難訓練（役場防災研修ホール外） 伊達洞爺湖ミュージアム地域振興プラットフォーム総会 （伊達市民活動センター） 3/30 退職教職員等辞令交付式（教育長室） 4/ 2 町教委職員辞令交付式（教育長室） 教職員着任式（役場防災研修ホール）

- 4 / 6 虻田小学校入学式（同校、岩原委員）
洞爺湖温泉小学校入学式（同校）
とうや小学校入学式（同校、来栖委員）
虻田中学校入学式（同校）
洞爺中学校入学式（同校、吉田委員）
- 4 / 9 虻田高等学校入学式（同校）
- 4 / 10 管内教育長会議（むろらん広域センター）
- 4 / 11 定例校長会（役場会議室）
- 4 / 16 定例教頭会（役場会議室）
- 4 / 20 公立高等学校配置計画地域別検討協議会（室蘭市文化センター）
- 4 / 23 町教育研究会総会（虻田小学校、天野次長代理）
北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録総決起大会（東京都）
- 4 / 27 町議会4月会議（議場）
- 4 / 28 洞爺湖芸術春の特別展（同館）
- 5 / 7 町PTA連合会総会（洞爺観光ホテル）
- 5 / 14 町議会5月会議（議場）
定例校長会（役場会議室）
とうや文化協会総会（洞爺ふれ愛センター）
- 5 / 15 ウィメンズネットワーク洞爺湖総会（文化交流会館）
- 5 / 17 町学校保健会議（健康福祉センター）

日程第4

【報告事項】

・報告第8号

遠藤教育長

日程第4に移ります。報告事項です。報告第8号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局から報告を受けます。

天野教育次長

2ページです。報告第8号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものです。1点です。保育所入所状況です。平成30年4月末現在の保育所入所児童数は、表のとおりとなっています。全体で118人ということです。前年同時期で112人ということで6人増ということですが、毎年移動しますので、ほぼ同数という状況になっています。また、へき地保育所のさくら保育所は昨年引き続き休止となっています。管理課所管については以上です。

遠藤教育長

質問等あればお受けしますが、いかがでしょうか。

« 「なし」とう人あり。 »

以上、報告のとおりご了承願います。

・報告第9号

続きまして、報告第9号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局から報告を受けます。

永井課長

ページは3ページです。報告第9号、社会教育課所管の各種事務事業の取組

状況について、次のとおり報告するものです。まず、1つ目です。「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進総決起大会への参加について。4月23日、衆議院第1議員会館で開催された「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録推進総決起大会へ参加いたしました。参加につきましては、遠藤教育長と角田主幹の2名です。総決起大会には、衆議院議員・参議院議員で構成される縄文遺跡群世界文化遺産推進議員連盟、北海道議会議員連盟、4道県、関係市町で構成される縄文遺跡群世界遺産登録推進本部など総勢約200名が出席し、世界遺産登録の前提となる国内推薦の平成30年度決定獲得に向け、気運を大いに高める大会となりました。世界遺産登録の推薦枠は各国1年1件となっており、審査基準も年々厳しさを増している状況にありますが、関係機関の連携により、万全な準備を整えて推薦決定を目指してまいります。なお、今年度の推薦決定を審議する文化審議会世界文化遺産部会は7月下旬の開催予定となっております。

2つ目、放課後児童クラブの平成30年度入会状況です。平成30年4月末現在の児童数につきましては表のとおりとなっております。3箇所合計67名の児童となっております。以上です。

遠藤教育長

質問等あればお受けしたいと思います。よろしいですか。

« 「なし」とう人あり。 »

以上、報告のとおりご了承願います。

・ 報告第10号

続きまして、報告第10号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会平成30年5月会議提出一般会計補正予算（第1号））について、事務局から報告を受けます。

天野教育次長

4ページです。報告第10号、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。5ページにつきましては、予算に異議ない旨の教育長から町長あての文書。6ページは補正予算に対する意見照会、町長から教育長あての文書。実際の補正予算は8ページからになります。8ページをお開きください。まず、歳入です。18款、繰入金、1項、繰入金、1目、繰入金で補正額210,700千円ということで、これは町全体の繰入金ということで、右側で210,700千円となっておりますが、みんなの基金からこの210,700千円のうち、23,400千円がみんなの基金から繰入となっております。このうち、括弧で書いてあるものが教育委員会所管分です。保育料等軽減助成13,000千円。学校机・椅子更新で2,400千円。それから、括弧で漏れていますが、子ども芸術文化フェスティバルで400千円がプラスで、合計15,800千円というのが、このみんなの基金繰入金で教育委員会所管分です。続きまして、9ページです。歳出です。3款、民生費、4項、児童福祉費、3目、子育て支援対策費ということで、補正額が入っていません。右側にいきまして、財源補

正ということで、財源内訳で一般財源△5,600千円、財源調整していますので、そのような状況になっています。5項、保育所費、2目、常設保育所費についても、財源補正ということで13,000千円。先ほど言いました保育料等軽減で特財を充てますので、財源補正で調整されるものです。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費で補正額8,025千円の増額補正ということで、13節、委託料で学校長寿命化計画策定委託料ということで、町内小中学校5校の長寿命化計画を策定するという委託料です。3目、諸費につきましても、補正額はありません。これについても財源補正400千円ということで、芸術文化フェスティバル、みんなの基金の400千円がありますので、一般財源と特財の財源調整というものであります。4目、教員住宅管理費で1,744千円の増額補正で、これにつきましては、需用費で教員住宅維持管理事業ということで修繕料です。洞爺地区の教員住宅3棟。これは管理職住宅。洞爺中学校近くのホープ21という住宅があるのですが、その横に校長、教頭住宅が3棟あるのですが、その屋根の塗装ということで、増額の補正をさせていただいたものです。続きまして、2項、小学校費、1目、小学校管理費で5,946千円の増額補正ということで、これにつきましては、18節、備品購入費です。暖房機更新と書いてありますが、とうや小学校体育館の暖房機がダメということで、この冬も一時止まったりということがありまして、相当古く30年以上たっていますので、2基更新ということで補正をさせていただいたものです。3項、中学校費、1目、中学校管理費ですが、これについては、補正額ありません。財源補正ということで、ピロリ菌検査の財源補正となっているものです。管理課所管は以上です。

永井課長

続きまして、4項、社会教育費、1目、社会教育総務費で600千円の補正額です。19節、負担金補助及び交付金で600千円。これにつきましては、洞爺湖町人づくり育成補助金となっています。この事業につきましては、本町に在住する個人や団体などが自主的に国内研修を行うことで、各分野において指導的役割を果たすべく、地域社会を担う人材を育成して、本町の地域活性化につながることを目的として、研修に必要な経費を予算の範囲で補助するものです。事業については、平成29年度から実施の事業となっておりまして、今回は補正という形で提出をさせていただきました。平成29年度初年度の実績ですが、2団体の申請がありまして、審査会で審査の上、2団体研修に行っています。人員につきましては、2団体で合計25名となっています。概要を若干説明させていただきますと、マンガアニメフェスタを企画・運営している洞爺湖プロジェクトの団体から12月末に東京のビックサイトで開催しているイベント。このイベントにつきましては、3日間で約50万人の来場者がある大きなイベントですが、そのイベントに参加をしまして、ボランティアスタッフの運営方法、そのスタッフとの交流を行うことで、今後、アニメフェスタの負担軽減やより円滑な運用を目指して本町の活性化につなげるといった内容、研修となっています。もう1団体については、とうや湖農協の青年部が3月末に3

日間青森県・宮城県に研修に行っています。青年部の多くが作付けをしています長いも・ゴボウ、さらに新規導入作物が見込めるニンニクの先進地であります青森県・宮城県で視察を行いまして、技術の習得とともに、将来、農業経営者としての意識の向上を図ることを目的として、研修を行っています。2団体で助成額につきましては、合計445,275円となっています。それぞれ、レポートは提出していただいていますので、今後、広報誌等で掲載をして周知を図っていきたいと考えています。その他、機会があれば研修の内容を発表できるような機会を考えていきたいと思っています。以上です。

遠藤教育長

質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

« 「なし」とう人あり。 »

以上、報告について、ご了承願います。

続きまして、日程第5、指名事項に移ります。指名第1号、洞爺湖町教育委員会教育長職務代理者の指名について、事務局、説明をお願いします。

天野教育次長

10ページです。指名第1号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項及び洞爺湖町教育委員会会議規則(平成18年洞爺湖町教育委員会規則第2号)第3条の規定に基づき、洞爺湖町教育委員会教育長職務代理者を次のとおり指名するものです。この中に書かれています法律の第13条第2項というのがありまして、教育長に事故あるとき、又、教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行う。また、洞爺湖町教育委員会会議規則第3条では、教育長に事故あるとき、又、教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うと同様の規定がありますので、その規定に基づき教育長が指名するというものです。なお、職務代理者の任期につきましては、法律等特別の定めはありませんが、従前の慣例により本日から1年間とさせていただくことをご了解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

遠藤教育長

任期につきましては、慣例により1年ということで、去年は岩原委員にお願いしています。法律、規則ともに教育長が指名するということになっていますので、私から指名させていただきます。改めまして、岩原委員に教育長職務代理者を指名させていただきたいと思います。皆様のご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、日程第6、議案事項に移ります。議案第14号、洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則ついてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

天野教育次長

議案第14号、洞爺湖町立学校管理規則の一部を改正する規則。洞爺湖町立学校管理規則(平成18年洞爺湖町教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正するものです。まず、規則の改正理由です。道立学校管理規則の服務

日 程 第 5
【 指 名 事 項 】
・ 指名第1号

日 程 第 6
【 議 決 事 項 】
・ 議案第14号

に関する教育長の許可等の権限の一部を校長に移譲されることに伴い、所要の改正を行うことが1点。2点目、道立の管理規則と現在の町の管理規則をこれに合せて見直しを行ったと。突合しまして、内容の確認を行った結果、少しずつ違うところがあるということで、今回、全般の見直しを行って規定の整備を行うということで、様式等についても全部改正するというのが、改正の理由です。それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。77ページをお開きください。左側が改正案。右側が現行となっています。まず、第12条（休暇）ですが、第2項中「別記様式第9号」を「別記様式第9号、別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第12号」に改め、ただし書の中の「別記様式第10号」を「別記様式第13号」、「別記様式第11号」を「別記様式第14号」に改めるものです。第15条（有給欠勤）第2項中「別記様式第15号」を削り、同条第3項全部を左のように改めるというものです。第3項「前項の規定により所属職員が引き続き6日を超えない有給欠勤を行う場合にあっては有給欠勤承認願（別記様式第15号）を、引き続き7日以上有給欠勤を行う場合は、長期有給欠勤承認願（別記様式第16号）により校長に願い出なければならない。校長は、有給欠勤報告書をもって速やかに教育長に報告しなければならない。（別記様式第17号）」。第16条（服務の宣誓）中「別記様式第16号」を「別記様式第18号」に改め、第17条（職務専念義務の免除）第2項中「校長本人が行う。」を「校長本人が行う（別記様式第19号）。」に改め、79ページにまいりまして、第18条（研修）第1項「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項の規定による教員の勤務場所を離れて行う研修の承認は、あらかじめ研修承認願により校長の承認を得なければならない（別記様式第18号）。」を「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項の規定により教員の勤務場所を離れて行う研修の承認は、あらかじめ、校外研修処理簿（別記様式第20号）をもってしなければならない。」に改め、第2項「前項の研修を終えたときは、研修報告書により速やかに校長に報告しなければならない（別記様式第19号）。」を「前項の場合において、当該研修を長期休業期間（規則第32条の3第1項第4号から第7号までに規定する休業日の期間をいう。）に行う場合にあって、校長が必要と認めるときは、所属職員は、研修開始前に研修計画書（別記様式第21号）を、研修終了後に研修報告書（別記様式第22号）を校長に提出しなければならない。」に改めます。80ページにまいりまして、第19条は新設です。（証人等としての出頭に関する届出）第19条「職員は、職務に関連した事項について、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所その他官公署へ出頭するときは、教育長に証人等としての出頭に関する届出（別記様式第23号）を提出しなければならない。」。第19条（営利企業等の従事）ということで、第19条については、全部を改正案のように改めるものです。（営利企業への従事等）「職員の営利企業への従事等については、職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和27年北海道人事委員会規則12-1）の例による。」。第2項「職員が営利企業への従事等を行うことの許

可は、教育長が行う（別記様式第24号）。ただし、所属職員の営利企業への従事等のうち、幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体が運営主体となって実施する進学講習等の業務に従事することの許可は、校長が行う。」。このただし書が冒頭申し上げた教育長から校長への移譲権限ということです。続きまして、「第20条（教育に関する兼職等）」を「第21条」に改め、同条第1項中「従事すること」の次に「（以下「教育に関する兼職等」という。）」を加え、「（別記様式第21号から別記様式第21号の2）」を「（別記様式第25号）」に改め、「ただし、所属職員の教育に関する兼職等のうち、市町村に置かれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの委員の職を兼ねることの承認は、校長が行う。」。このただし書についても、これまで教育長の権限が校長の権限ということで許可できるということで、道の改正に合わせて町の規則も同じように改正するというものです。第21条（赴任）です。「第21条」を「第22条」に改め、同条第1項中「（別記様式第22号）」を「（別記様式第26号）」に改め、同条第2項中「その事由を具して、あらかじめ、校長にあつては教育長に、所属職員にあつては校長の承認を受けなければならない（別記様式第23号）。」を「校長にあつては教育長に、所属職員にあつては校長に届け出なければならない。（別記様式第27号）。」に改める。「第22条（校長の事務引き継ぎ）」を「第23条」に改め、同条第3項中「（別記様式第24号）」を「（別記様式第28号）」に改め、「第23条（旅行命令）」を「第24条」として同条第1項中「（別記様式第25号）」を「別記様式第29号」に改め、同条第2項中「（別記様式第26号）」を「（別記様式第30号）」に改め同条第4項中「（別記様式第27号）」を「（別記様式第31号）」に改めるものです。続きまして、82ページ、「第24条（宿直及び日直）」を「第25条」に改め、「第25条（私事旅行）」を「第26条」に改め、同条第1項中「（別記様式第28号）」を「（別記様式第32号）」に改め、同条第2項中「（別記様式第28号）」を「（別記様式第32号）」に改めるものです。「第26条（身上等変更の報告）」を「第27条」に改め、同条第1項中「（別記様式第29号）」を「（別記様式第33号）」に改めるものです。「第27条（職員についての報告）」を「第28条」として、同条第1号中「（別記様式第30号）」を「（別記様式第34号）」に改め、83ページ、同条第2号中「（別記様式第31号）」を「（別記様式第35号）」に改めるものです。「第28条（学校施設の防火）」を「第29条」に改め、「第29条（学校施設についての報告）」を「第30条」に改め、同条第1号中「（別記様式第32号）」を「（別記様式第36号）」に改め、同条第2号中「（別記様式第33号）」を「（別記様式第37号）」に改めるものです。「第30条（学校施設の利用）」を「第31条」に改め、「第31条（学年）」を「第32条」に改め、「第31条の2（学期）」を「第32条の2」に改め、84ページにいけます。「第31条の3（休業日）」を「第32条の3」に改め、同条第2項中「（別記様式第34号）」を「（別記様式第38号）」に改め、同条第3項中「（別記様式第35号）」を「（別記

様式第39号)」に改め、同条第4項中「(別記様式第36号)」を「(別記様式第40号)」に改めるものです。85ページにまいります。「第32条(臨時休業)」を「第33条」に改め、同条第2項中「(別記様式第37号)」を「(別記様式第41号)」に改め、「第33条(教育課程の届出)」を「第34条」に改め、同条第1項中「(別記様式第38号)」を「(別記様式第42号)」に改めるものです。同条第2項については、洞爺高校がなくなった時点で削除すべきものが、今回の確認で削除漏れということで今回、削除させていただくというものです。「第34条(教科書等の採択)」を「第35条」に改め、86ページにまいります。「第34条の2(準教科書の採択)」を「第35条の2」に改め、「第35条(準教科書等の届出)」を「第36条」に改め、同条中「(別記様式第40号、別記様式第41号)」を「(別記様式第43号、別記様式第44号)」に改めるものです。「第36条(学校行事)」を「第37条」に改め、同条中「(別記様式第42号)」を「(別記様式第45号)」に改め、「第37条(表簿)」を「第38条」に改め、87ページにまいります。「第38条(児童、生徒についての報告)」を「第39条」に改め、同条第1号中「(別記様式第43号)」を「(別記様式第46号)」に改め、同条第2号中「(別記様式第43号の2)」を「(別記様式第47号)」に改めるものです。「第39条(出席停止の申し出)」を「第40条」に改め、同条中「(別記様式第45号)」を「(別記様式第48号)」に改めるものです。「第39条の2(意見の聴取)」を「第40条の2」に改め、88ページにまいります。「第39条の3(出席停止の命令)」を「第40条の3」に改め、同条第1項中「(別記様式第46号)」を「(別記様式第49号)」に改め、「第39条の4(個別指導計画書)」を「第40条の4」に改め、「第39条の5(出席停止の解除)」を「第40条の5」に改め、同条中「(別記様式第47号)」を「(別記様式第50号)」に改めるものです。「第40条(町費負担の職員)」を「第41条」に改め、89ページにまいります。「第41条(内部規程)」を「第42条」に改め、「第42条(教育長への委任)」を「第43条」に改めるものです。以下、様式については、全部を改めるということにしていますので、後ろに様式を整理した表を別につけていますので、そちらをご覧くださいと思います。別記様式第1号から別記様式第5号までは変更ありません。別記様式第6号と別記様式第7号は内容に一部変更があります。別記様式第8号(休暇等処理簿)が新しく「その1」、「その2」に分かれるということで、全て道の様式に合せています。別記様式第9号は新規追加ということで、介護休暇等処理票というのを新たに加えるものです。別記様式第9号については、別記様式第10号ということで1つずつずれていきます。別記様式第11号(介護時間処理票)と別記様式第12号(介護時間処理簿)、これについては新規追加というものになります。別記様式第10号は別記様式第13号となって内容に変更はありません。別記様式第11号については、別記様式第14号になって内容に変更はありません。別記様式第12号については、様式はありますが規程に定めがありませんので削除いたします。別記様式第1

3号については、別記様式第15号となって内容に変更はありません。別記様式第14号については、別記様式第17号となって内容に変更はありません。別記様式第15号については、別記様式第16号となって内容に変更はありません。別記様式第16号については、別記様式第18号となって内容に変更はありません。次のページにまいりまして、別記様式第17号ということで、様式はありますが規程に定めがないということで、規程を整備していますので、別記様式第19号としてそのまま様式を置くと。別記様式第20号（校外研修処理簿）と別記様式第21号（研修計画書）、これは新しく追加ということです。別記様式第18号（研修承認願）は削除すると。別記様式第19号については、内容を変更して別記様式第22号ということになっています。別記様式第23号については新規追加として、証人等としての出頭に関する届というもの新たに加えるものです。別記様式第20号は、別記様式第24号その1からその5までということで、旧をそれぞれ、その1からその5まで全体を整理したと。道の規程に合わせたというものです。別記様式第24号のその4、その5は新規追加となっているものです。別記様式第21号については、内容を変更して、別記様式第25号（その1）と。別記様式第21号の2については、別記様式第25号（その2）ということで、内容を変更して整理をしたというものです。別記様式第22号（着任届）については、別記様式第26号として内容に変更なしと。別記様式第23号については、別記様式第27号として内容を変更しています。別記様式第24号については、別記様式第28号として若干、内容を変更しています。別記様式第25号は変更なしで別記様式第29号と。別記様式第26号を別記様式第30号として内容に変更なしと。別記様式第27号については、別記様式第31号として一部内容を修正しています。別記様式第28号については、別記様式第32号として内容に変更はなしということで、ここから別記様式第46号まで内容に変更はありません。号が若干ずれていくということで、全体を整理したということです。議案の14ページをお開きください。附則になります。附則。この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというものです。以上です。

遠藤教育長

ただ今、説明がありました。質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

« 「なし」とう人あり。 »

それでは、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

« 「異議なし」とう人あり。 »

異議なしと認めます。

議案第14号、洞爺湖町立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7、その他です。

皆様から何かありますでしょうか。

日 程 第 7

【 そ の 他 】

<p>日程第 8 【 閉 会 】</p>	<p>≪ 「なし」という人あり ≫ 事務局から何かありますか。 ≪ 「ありません」 ≫ 以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会平成 3 0 年第 2 回臨時会議を終了いたします。ご苦労さまでした。</p> <p>1 4 : 1 7 閉会</p>
--------------------------	---